

内田
鈴木花子
部 氏

大正四年

日本労働同盟会

昭和二年七月十日

1 社会運動の健全なる発達を阻害するものあり
 2 少くも、多数市民の福祉を蹂躪する暴行あり
 3 確後之如の微徳を要せず
 4 二、三法以外他種特許中、社会運動取締の目
 5 的の指定に於ては、調査の上、連に際して
 6 入るべきを要せず

社会運動の健全なる発達を阻害するものあり
 少くも、多数市民の福祉を蹂躪する暴行あり
 確後之如の微徳を要せず
 二、三法以外他種特許中、社会運動取締の目的の指定に於ては、調査の上、連に際して入るべきを要せず